

生駒市市民自治第6回検討委員会会議録

< 事務局 >

定刻になりましたので、ただいまから生駒市市民自治検討委員会第6回を開会させていただきます。

本日の会議につきましては、お手元の次第に基づき進めさせていただきたいと存じます。

それでは、案件に入ります前に、ここで配付資料の確認をお願いいたしたいと存じます。

先ず、案件1の各部会の検討状況についてに関する資料でございますが、各部会の検討事項という一枚もののペーパーと生駒市市民自治検討委員会・各部会検討経過という同じく一枚もののペーパー、それとホチキス止めの各部会の検討結果を取りまとめた資料でございます。

次に、案件2の生駒市市民自治基本構想(案)についてに関する資料でございますが、生駒市市民自治基本構想の構成(案)という一枚もののペーパーとホチキス止めの生駒市市民自治基本構想(案)という資料でございます。

次に、案件3の今後の予定についてに関する資料でございますが、市民自治検討委員会最終提言書構成(案)という一枚もののペーパーと生駒市市民自治検討委員会の設置要綱という一枚ものの両面コピーの資料でございます。

配付漏れはございませんでしょうか。

それでは、これより後の案件の議事進行につきましては、中川委員長をお願いいたしたいと存じます。中川委員長よろしくお願いいたします。

< 中川委員長 >

皆さん、おはようございます。早速案件に入っていきたいと思っておりますが、

今日は3つの案件がありますが、まず案件1の各部会の検討状況について事務局から説明をお願いしたいと思います。

案件1 各部会の検討状況について

<事務局>

それでは、案件1の各部会の検討状況について、御説明させていただきます。

資料の各部会の検討事項をお願いいたします。

広報広聴部会は、総則分野の前文から財務分野の財政状況の公表までの14項目について、地域コミュニティ部会は、参画権利分野のまちづくり参画の権利から住民投票分野の住民投票要件の15項目について、調査部会は、参画原則分野の条例制定手続きから連携分野の国際交流及び多文化共生までの21項目について、もう一つの配付資料の市民自治検討委員会・各部会検討経過のとおり、広報広聴部会は5回、地域コミュニティ部会は4回、調査部会は5回、それぞれ部会を開催いただいたものでございます。

それでは、ホチキス止めの資料をお願いいたします。

各部会のこれまでの検討結果でございまして、各項目ごとに生駒市としての考え方ということで、7つの自治体の事例をもとにした例示と当初提案の基本構想原案、そして検討後の基本構想案を記載いたしております。

広報広聴部会、地域コミュニティ部会、調査部会の順によろしくお願いいたします。

先ず、昨年11月9日(金)開催の第5回検討委員会におきまして、広報広聴部会は第4回まで、地域コミュニティ部会は第3回まで、調査部会は第3回まで、それぞれ検討結果を御協議いただいておりますので、ここでは、それ以降の検討結果及び次の案件でございまして生駒市市民自治基本構想(案)作成に当たりまして、字句や文言の統一など、事務局で一部修正いたしました主な項目につい

て御説明申し上げます。

広報広聴部会検討結果からですが、1ページの(3)位置づけ・体系・基本理念・最高規範性についての基本構想案において、網掛け部分の「市は」という主語を入れるとともに、尊重す「べき」として文言の統一を図っております。

2ページの(2)情報共有・公開についての基本構想案において、網掛け部分の提供す「べき」として文言の統一を図っております。

同じく(3)の情報共有制度についての基本構想案において、網掛け部分の「市は」という主語を入れるとともに、整理保存す「べき」として文言の統一を図っております。

3ページの(4)情報への権利についての基本構想案において、網掛け部分の「こと」として文言の統一を図っております。

最後の7ページの第5回部会の、(1)前文については、原案と構想案に変更はございませんでした。

続きまして、地域コミュニティ部会検討結果についてですが、1ページの(2)まちづくりに関する自治体の責務についての基本構想案において、網掛け部分の「市は」という主語を入れております。

同じく(3)まちづくりに関する市民の責務では、見出しの住民を市民といたしたものでございます。

4ページの(4)市民自治定義・原則でも、同じく見出しの住民を市民といたしたものでございます。

5ページの(1)市民自治に関する自治体の役割でも、同じく見出しの住民を市民といたしたものでございます。

同じく5ページの(2)市民自治に関する市民の役割でも、同じく見出しの住民を市民とするとともに、網掛け部分のとおり字句修正を行い、文言の統一を図っております。

6 ページの第 4 回部会の、(1)市民自治協議会等については、見出しの住民を市民とするとともに、構想案で下線部分の「おいて、自治会やNPOなどの多様な主体で構成される」という文言と、「別に定めるところにより、当該組織を設置できること及びその責務並びに当該組織に対する配慮及び支援等の」の部分の文言を修正いたしました。

同じく 6 ページの(2)市民投票原則及び 7 ページの(3)市民投票要件では、共に見出しの住民を市民といたしたものでございます。

続きまして、調査部会検討結果についてですが、1 ページの(1)条例制定手続きについては、構想案で網掛け部分の「市は、」という主語を入れ、「参加」を「参画」にするとともに、その他の網掛けのとおり字句修正を行い、文言の統一を図っております。

3 ページの職員政策では、構想案で網掛け部分の「し」という文言を入れて、表現の修正をいたしております。

5 ページの(3)予算編成・執行・決算については、構想案で編みかけ部分の「及び決算」を追加いたしております。

7 ページの第 4 回部会の(1)近隣自治体との連携については、構想案で下線部の「共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、」という文言を追加いたしております。

同じく 7 ページの (2)広域連携については、構想案で下線部の「市民参画を進めながら、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、」、「県」、「対等な立場で」という文言を追加いたしております。

同じく 7 ページの (3)国際交流及び多文化共生については、原案の「連携」を構想案で下線部の「協力」に、また、原案の「国際的な視野」を、構想案で下線部の「多文化共生推進の視点」に修正するとともに、見出しに「及び多文化共生」を追加いたしております。

8ページの第5回部会の(1)議会の役割・責務については、構想案で見出しを議会の役割と権限として、下線部の「団体意思の決定機関であるとともに、市民自治を推進する機関であることを規定する」とするとともに、同じく構想案で下線部の「法律（政令を含む。以下「法律等」という。）に定められたもの以外の」と「法律等」に修正いたしております。

9ページの(2)議会の会議・会期外活動、(3)議員の役割・責務については、いずれも原案と構想案に変更はございません。

以上が各部会の検討結果でございます。

委員各位には、この内容を再度御確認いただきますとともに、御意見等がございましたらよろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

< 中川委員長 >

それでは、皆さんから御意見をいただきたいと思いますが、まずは広報広聴部会からいきたいと思います。特に部会で議論になった点などございましたら、広報広聴部会長のほうから御報告をお願いしたいと思います。

< 野口広報広聴部会長 >

部会としましては、議論の別れたところはございませんでした。ほぼこの原案通りでした。

< 中川委員長 >

ありがとうございました。次に地域コミュニティ部会ですが、私から説明させていただきます。一番最後の項目の市民投票要件については議論になりました。大きく分けて、発議権を議会の議員の何分の1とか、選挙権を持つ住民の何分の

1 などの規定を入れればどこからでもいけるという常設型と、そうでなくて、できますという規定を入れておいて、案件ごとに別途民意を取ってお伺いして、議会の承認を得た条例を上程すると。つまり、できますという規定だけで、住民投票にて個別の条例を出しますという個別型がありますが、後者のスタイルにしています。なぜかと言いましたら、発議権の規定を議会の議員の何分の1とかは分かりやすいですが、有権者住民の何分の1とか、外国人住民の扱いをどうするかとか、18歳以上の人の意見を聞きたいときに引っかかってしまうことがあり、反対に困ることも出てきます。議案ごとにそれは投票権者も変わってくるのでないかということで、常設型でなく個別型にしてあります。

それから、上埜副委員長からお話があったのですが、生活安全課で市民憲章の策定作業がされていますが、市民憲章と自治基本条例の位置づけはどうなるのかというのが議論になっているみたいでして、整理してもらえないかということです。

< 事務局 >

これから策定していく自治基本条例は最高規範ということで、その主旨に基づいて各条例をつくっていく、整合性をとっていくということで、一番上位にくるものです。市民憲章は市民の精神的な心得ということで定めさせていただいています。一方、自治基本条例は、自治体運営の基本事項を規定する法令ということです。従いまして、市民自治の担い手としての市民の権利、責務を規定する点で、市民憲章と少し性質が違うのかと解釈しています。

< 中川委員長 >

おっしゃっているとおりだと思います。少し言葉を足しますと、自治基本条例は間違いなく自治体の憲法です。ただ、国家における憲法と法律との関係とは少

し違います。この中で、もし市民憲章を生かしていくならば、前文に生かすとか、基本理念に市民憲章の精神とか、大事にしている箇所を掲げるなどの方法があるうかと思います。自治基本条例は法的効力があり、市民憲章は理念的な確認事項になりますので、そのあたりを担当部局と調整していただくようお願いできますでしょうか。

それでは、調査部会から御報告をお願いしたいと思います。

< 澤井調査部会長 >

2 ページの執行機関・職員の責務ですが、職員をも縛るということで、基本条例の趣旨に則して職務を遂行しなければならないことを規定すべきであるということで、自治基本条例の性格を明確にするということで、この規定を加えました。

それから、5 ページの予算編成・執行・決算ですが、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画及び行政評価を踏まえて行いということですが、具体的に評価システムの活用について加えました。

それから、次の行の予算の編成過程も含め市民が予算及び決算を具体的に把握できるよう分かりやすい情報の提供に努めなければならないのところですが、その過程も含め市民参画ということの規定しました。

それから、6 ページの評価実施・評価方法検討ですが、市は、評価に当たっては、市民参画による評価を行うなど常により良い方法で行うよう改善に努めなければならないことを規定するということですが、今の評価は行政内部だけの評価になってしまっていますので、市民参画による評価を行なうということの規定しました。

それから、7 ページの広域連携ですが、他の自治体、国、県と対等な立場であるというのを入れました。国、県と対等な立場というのが分権の主旨であるので、これを明確にしました。色々議論はありますが、市の行政はまだ通達に従って仕

事をしている場合があります。そうでなくて、市民に向かって仕事をすべきだということで対等であるということです。

それから、国際交流と多文化共生ですが、国際交流は国と国との関係ですから、地域内での多文化共生ということで、どうやって地域社会をつくっていくかということですから、それを明確にするために多文化共生を入れました。

それから、8ページの議会の役割・責務ですが、基本構想案で、市議会は、団体意思の決定機関であるとともに、市民自治を推進する機関であることを規定するとありますが、他の先行条例でもこのことには触れていません。なぜそういうことになるかといいますと、現在の地方自治法の規定が、議会を団体自治の機関として捉えているからです。市民自治がかなり進んでシステムができてきていますが、地方自治法は対応できていないです。そうでなくて、歴史的変化の中で、憲法の地方自治の本旨は、団体自治と住民自治ですが、ほとんど団体自治についてだけ議論されているという反省から、市民自治の憲法としての自治基本条例の中でも議会のあり方が変わってるのでないかということで、市民自治の推進機関としての議会という規定を入れました。具体的に言いますと、市民参加推進条例とか、立法でもって市民自治を推進する、議会における市民参加を通して憲法上のあり方を保障する、強化するというので入れました。これにつきましては、色々議論し、時間がかかりましたが、合意に達しました。これは全く新しい、先行条例にはない規定です。

あと、市議会は法律（政令を含む。）とありますが、この意味は、先行条例では法令と書いていますが、法令はインチキです。通達とか省令は法令に含んでいました。ところが、分権化された2000年4月以降は自治体を縛ることができるのは法律またはこれに基づく政令のみです。省令とか通達は縛ることはできません。ですから、法律または政令だけに限って、これに基づいた権限を行使すると制限的にしました。

その他に、議会の権限は地方自治法上では非常に限られていますので、違法でない限り議会は自治体の立法権を行使することができるというニュアンスをもって、執行機関を監視及びけん制する権限を有すること並びに市議会が有する法律等に定められた議決権を規定するというふうに規定をしました。

以上、主な議論を紹介させていただきました。

< 中川委員長 >

ありがとうございました。調査部会は議会の項目がありますので、議員の方にも入っていただいて、様々な角度から確認をしていただいていると思います。それから、先般、議会の意見交換会を行ないましたが、熱心なご議論をしてくださいました。

今、澤井副委員長から、法令という言葉について、解釈の幅が広がりすぎて、施行規則、省令も規則ですから、表現としては省令になります。ところが、法律名称は規則となってしまうと、分かりにくいのですが、これを含む解釈となってしまう、その幅を許さないとなってしまう。これと同じように、自治体の場合は例規と言います。条例と規則の2つを合わせて例規と言います。自治体には例規集があります。国は法令集があり、法令の中に自治体を縛ることができないはずの大臣が定めたような規則が入る余地があるので、外すということを明確に言っていただきました。

以上が各部会からの部会長からの報告でした。他に各委員から何かございましたらお願いいたします。

< 李委員 >

国際交流及び多文化共生の項目が、他自治体の連携・協力等に入っていますが、ここでいいのかどうかというのが議論になってくるとと思います。

< 中川委員長 >

それは自治基本条例が大事にする理念というか、大事にするという原則ということですね。人権尊重を掲げるのであれば理念に入るでしょうし、また原則にも生かしてくるであろうし。そのあたり、今後議論していきましょう。

他に何かございますでしょうか。

< 日高委員 >

地域コミュニティ部会に参加させていただきましたが、議論してきた内容が、市民のところはどう入っていくのかが不安で、検討委員会の話の内容を地元で話をして、難しい話をしているということだけで終わってしまうこともあります。できるだけ多くの人に理解をしてもらえるような取り組みをしていただきたいと思います。

< 中川委員長 >

ありがとうございます。他になければ次に進めていきたいと思います。事務局よろしく願いいたします。

案件2 生駒市市民自治基本構想（案）について

< 事務局 >

それでは、生駒市市民自治基本構想（案）について御説明いたします。

先ず、生駒市市民自治基本構想の構成（案）という1枚もののペーパーをお願いいたします。

案件1の各部会の検討状況についてのところで御説明申し上げましたとおり、各部会での検討結果を踏まえ、見出しの表現の見直し等をはじめ、関連する項目の集約を行って体系化を図り、基本構想の構成（案）といたしたものでご

ざいます。

次に、ホチキス止めの生駒市市民自治基本構想（案）をお願いいたします。

これにつきましても、案件１の各部会の検討状況についてのところで御説明申し上げましたとおり、各部会での検討結果を踏まえまして、各部会での基本構想案につきましても、基本構想の構成（案）に従いまして、～自治基本条例に盛り込むべき項目及びその考え方～というサブタイトルを付けて生駒市市民自治基本構想（案）といたしたものでございます。

それでは、以下、各項目につきましても、再度、確認を兼ねて順次御説明申し上げます。

先ず１ページの「前文」であります。条例化に際しての前文に盛り込むべき内容を規定しております。

同じく１ページの「総則」の中の「目的」であります。今後作成予定の自治基本条例の目的として、自治に関する基本的な事項を定め、仕組みを体系化すること及び自立した地域社会を創造することを目的として規定しております。

次の「用語の意義」であります。使用する用語のうち、特に意味を明確にすることで、共通認識を図ることが必要な「市民」、「市」、「参画」、及び「協働」を定義する。といたしております。

次の「最高規範性・位置づけ」では、これから作成する自治基本条例は、生駒の最高規範であり、その趣旨に則って市政運営を行うこと及び他の条例はこの趣旨を尊重されることを規定しております。

次の「基本原則」の中の「情報共有・公開」では、市民と協働してまちづくりを進めるため、お互いの情報を共有し、市の保有する情報は積極的に公開することを規定しております。

次の「参画と協働の原則」では、市民の市政参画の保障と、協働してまちづくりに取り組むことを規定しております。

次に、2 ページの「市民」の中の「まちづくり参画の権利」では、市民がまちづくりの主体であり、それに参画できる権利を規定しております。

次の「まちづくりに関する市民の責務」では、市民のまちづくりの主体であることの自覚や積極的な参画、行動の責任、配慮すべきことを規定するものです。

次に、「議会及び議員」の中の「議会の役割と権限」では、市議会は団体意思の決定機関であるとともに、市民自治を推進する機関であること並びに市の重要事項を議決する権限や法律等に定められた議決権を規定しております。

次の「議会の責務等」では、市議会の責務等として、議決機関としての自覚、長期的展望を持った活動、民意の掌握、説明責任、開かれた議会運営及び立法機能の強化並びに組織及び定数について規定しております。

次の「議会の会議・会期外活動」では、議会の会議は討議を基本とすること及び全ての会議を原則公開とすること並びに会期外でも市の施策の検討、調査に努めなければならないことを規定しております。

次に、3 ページの「議員の役割・責務」では、議員の職務遂行及び行動の規範並びに能力向上のための努力義務を規定する旨の規定であります。

次に、「市長及び職員」の中の「長の責務」では、市民の福祉の増進を図るため、統括代表権、事務管理及び執行権、職員の指揮監督についての市長の責務を規定しております。

次の「執行機関・職員の責務」では、公僕としての積極的なまちづくりの推進やサービスの根本基準の遵守、公正、誠実、効率的な職務遂行、基本条例に則した職務遂行並びに知識や技能の向上等の職員の責務を規定しております。

次に、「市政運営」の中の「まちづくりに関する自治体の責務」では、市として、まちづくりのための人づくりや権利の保障とともに、国籍や性別等に配慮してまちづくりをすること及び行政運営の各段階における市民参画の拡充に努めるべきことを規定しております。

次の「総合計画策定」については、総合計画は、市民参画により策定し、計画的な市政運営をしなければならないこととしております。

次の4ページの「説明責任」では、市は、市民に対し、市の計画や事業、結果について説明する責任があることを規定しております。

次の「意思決定の明確化」では、市は、市の仕事の内容が市民に理解されるよう意思決定過程の情報提供に努めるべきことを規定しております。

次の「行政組織・体制」では、市民に分かりやすく、機能的、効率的な市の組織体制について規定しております。

次の「職員政策」では、研修システム等の充実による、職員の能力向上のための政策を市に課しております。

次の「法務体制・法令順守・公益通報」につきましては、自治に必要な法令の積極的な制定などの法務体制の充実とともに、法令遵守義務や職員の公益通報制度について規定しています。

次の「行政手続」では、行政手続法に基づく市民の権利や利益を保護する行政手続き条例について規定しております。

次の「危機管理」では、震災等の不測の事態に備え、危機管理体制を確立することを規定しております。

次の「広聴応答義務」では、市民の意見・要望等に対して誠実に対応し、その記録の作成や保存義務等を規定しております。

次に、5ページの「広聴対応機関」では、苦情や要望等を適正な機関で運用することについて規定しております。

次の「財務総則」では、今後ますます財政状況が厳しくなる中、健全な財政運営の実施を規定しております。

次の「予算編成・執行・決算」につきましては、市の計画に基づく、効率的な予算の編成の実施や分かりやすい市民への情報の提供等を規定しております。

次の「財産管理」では、市有財産の適正な管理運用、財産の保有状況の公開を規定しております。

次の「財政状況の公表」では、予算の執行状況や財産等の財政状況について、市民に分かりやすく公表すべきことを規定しております。

次の「評価実施・評価方法検討」では、市の重要な計画や予算等に対して評価の実施とその結果の反映及び市民への公表を規定しております。

次の6ページの「外部監査」については、必要な場合の外部機関等による監査の実施について規定しております。

次に、同じく6ページの「参画、市民自治及び情報」の中の「条例制定手続き」では、まちづくりに関する条例や市民の権利・義務を制限する条例等の市民生活に重要な影響を及ぼす条例の制定や改廃には、市民の参画や意見を求めること等を規定しております。

次の「計画策定段階の原則」は、重要なまちづくり施策の決定や実施に当たり、広く市民意見を聴取すること及び市の考え方を公表することの規定であります。

次の「計画策定手続き」では、計画策定段階での素案の公表及びそれに対する市民意見の反映や意見への回答、公表について規定しております。

次の「審議会等への参加・公開」では、審議会等における委員の選任及びその会議や記録の公開についての原則を規定しております。

次の「市民自治定義・原則」では、市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主体となったまちづくりを行う活動であること、及びその活動の主体は、自治会やNPOなどの市民活動団体や事業者とともに、まちづくりに積極的に参加する個人も含まれることを規定しております。

次に、7ページの「市民自治に関する市民の役割」では、市民自治活動への参加や活動団体等への支援についての市民の役割を規定しております。

次の「市民自治に関する自治体の役割」では、市は、市民自治活動を尊重すること及び当該活動への市の支援について規定しております。

次の「市民自治協議会等」では、例えば小学校区などの一定の規模の地域で、自治会をはじめ市民活動を行う地域の様々な団体で構成された組織の設置や市の支援等について規定しております。

次の「市民投票原則」では、市政に関する重要事項について、市民投票の制度を設けられることを規定しております。

次の「市民投票要件」では、市民の市民投票請求権及び議会と市長の発議権を規定するとともに、市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じて別に定めること及び市長は投票結果の取り扱いをあらかじめ明らかにしなければならないことを規定しております。

次の「情報への権利」では、市民が情報を受けたり、取得する権利について規定しております。

次に、8ページの「情報共有制度」では、積極的な情報収集のみならず、情報提供の仕組みや体制の整備について規定しております。

次の「情報収集・管理」では、市は、必要な情報を常に収集し、適正に管理することについて規定しております。

次の「個人情報保護」では、個人情報の取扱いについて必要な保護措置を講じるべきことを規定しております。

次に、「他自治体との連携・協力等」の中の「他自治体住民との連携」では、市外の人々との交流・連携により、その知恵や意見をまちづくりに活用すべきことを規定しております。

次の「近隣自治体との連携」及び「広域連携」では、近隣自治体や広域的な自治体等と連携して、共通する地域の課題等に当たることを規定しております。

次の「国際交流及び多文化共生」では、国際交流及び協力を努め、多文化共生

の視点でのまちづくりに努めるべきことを規定しております。

最後の「条例の見直し」では、この自治基本条例が、時代の変化や市民の関心、期待どおり作用しているかどうかを定期的に見直すことを規定しております。

以上が各部会の検討結果に基づく市民自治基本構想(案)の概要でございます。

事務局からの説明は以上でございます。

< 中川委員長 >

ありがとうございました。御意見・ご質問などがありましたらいただきたいと思いをします。

< 首藤委員 >

市民自治基本構想の中心は、まちづくりの主役は市民であるということにあると思います。市民の自覚を促していくのが全てだと思います。あなたが主人公ですということを、市民の皆さんに伝えていけるようなことをしていただけたらと思います。

< 金谷委員 >

まちづくりに関して、市民の役割、行政の役割がまだはっきりとなされていないような気がします。行政がするまちづくりと市民がするまちづくりが分かるようにしていけたらと思います。

< 澤井副委員長 >

市民が何をやるかというイメージがまだはっきりしていないからだと思います。この事については行政についての規定が多いですから。まちづくりの市民運動が未成熟で、地域自治区などといった組織はまだ見えていないというか、この段階

ではまだはっきりしないですから。

< 中川委員長 >

この件は大事な問題で、生駒市的にはまちづくりというのは、団体自治も住民自治も含めた自治づくりということで了解していただきたいと思います。それに課題別市民自治とコミュニティ型自治が一緒にならないと生駒のまちは良くなるという考え方です。それは市民側の責任であります。団体である生駒市役所にも、市民は様々な角度から統制権を発揮しますというような仕組みでこの条例はできています。まちづくりというのは生駒市づくりみたいなものです。自治会・連合会がやっていることは地域づくりと定義をしたらどうかと思います。自治体によっては、まちづくりと地域づくりを分けているところもあります。

< 澤井副委員長 >

自治基本条例をつくっていているのは奈良県内でも2つで、全国でも100位です。だから全国的に見てもかなり前まで来ています。そのために、ズレが生じてきています。それを埋めていくというか、市民がその方向に進んでいくのを助けていくのが我々の責任であるし、行政の責任でもあります。ズレがあるのが当たり前で、ズレをなくしていくのが重要なことです。条例ができたら終わりではなくて、それが規範となって、市民がどういうふうにもちづくりをしていくかというものさしとして、どこまで到達したかを評価するようにしていけたらと思います。

あと、まちづくりに参加しない権利、まちづくりに参加しなくても差別を受けない権利とみたいなものも保障しておいたほうがいいのではないかと思います。個人情報保護法というのがありますので、規定しておいたほうがいいと思います。

< 中川委員長 >

李委員さんから話もありましたが、澤井先生がおっしゃったような、まちづくりに参画する権利のところに、差別をしてはいけないという項目が入ってしまっていて担保しています。

< 山田委員 >

議会の項目の中で、市の施策の検討、調査に努めなければならないことを規定するとありますが、市の議会に対する説明責任が欠けているような感じがあり、分からないこともあるので、市民にも議会にも説明していただきたいと考えています。

< 中川委員長 >

それは、行政側の説明責任のところで、市民と議会を並べておけばいいと思います。基本構想（案）の4ページの説明責任のところで、市民及び議会に分かりやすく説明する責任があることを規定するにすればいいと思います。

それでは、今後の予定についてお願いいたします。

3 今後の予定について

< 事務局 >

それでは、今後の予定について御説明いたします。

まず、市民自治検討委員会最終提言書構成（案）という一枚もののペーパーをお願いいたします。

ただいままでの協議結果等に基づきまして、平成19年度の検討委員会の取組や検討結果を市長に答申するに当たっての提言書の案でございます。

1で、提言に当たっての前書きを、2で、検討の経緯として、目的、検討事項、

委員構成、会議の開催状況を、 3 で、昨年 1 2 月に開催いたしましたシンポジウムの内容を、 4 で、生駒市市民自治基本構想として、ただいま御協議いただきました基本構想の構成及び基本構想を、 5 で、今後の進め方として、条例(案)の策定に向けてとして、基本構想の考え方を踏まえて、検討委員会の各部会ごとに条例案策定を行うことや、プロジェクトチームによる庁内への周知等についてを、 6 で、むすびとして検討課題等に対する検討委員会としての方針等を、それぞれ、提言書として取りまとめることのご案内でございます。

次に、生駒市市民自治検討委員会設置要綱をお願いいたします。

本要綱では、第 2 条で所掌事項として、市民自治基本構想等に関する事項を検討し、市長に提言するといたしており、第 4 条の任期で第 2 条の提言を市長に提出する日までといたしております。

事務局といたしましては、幹事会での議を経て、この第 2 条及び第 4 条を改正し、平成 2 0 年度も引き続き同じメンバーにより、条例案の検討をお願いしたいと考えております。

なお、このことは現時点での事務局の考え方でございまして、今後、幹事会での議を経て、要綱改正に伴う市長決裁の後、改めて新年度における検討委員会の体制を決定し、第 1 回の検討委員会開催に向けて作業を進めていきたいと考えております。

また、検討委員会の最終提言書につきましては、2 6 日(火)に予定いたしております幹事会で御検討いただき、最終的には委員長と事務局で調整させていただいて完成し、委員各位に送付させていただくとともに、委員長から市長に答申願うべく考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

< 中川委員長 >

御意見などがあればお願いします。

< 小笹委員 >

この前の議会勉強会のときに、今後条例化に際して、条例は最終的に決定する際には、議会で議論することになると思いますが、その前に議会全体として条例案をつくっている段階から、意見を反映させるような場が欲しいという意見がありました。そう考えると、検討委員会に入り続けるのもおかしいのかなと思うので、議会と検討委員会との協議の場を設けていただけることを前提に、検討委員会に入らないのがいいのかと思っています。立場的に私自身の意見は言わせていただきますが、それが必ずしも議会の意思を代表しているわけではありません。

< 中川委員長 >

発言しても議員個人の意見としてであって、議会全体の意思でないということ相互理解していったらどうでしょうか。雰囲気伝わってきませんから抜けられるほうが穴があくと思います。ですので、引き続き入っていただけたらありがたいです。議員の方がいて、なぜこういう条例をつくっているということをお話できないようにしていきたいと思っています。

< 中谷委員 >

この前も勉強会をしていただいて、各議員も認識していると思います。私も小笹委員がおっしゃったことを心配していました。議会の代表としてきていますが、議員も色々な意見を持っていますので総意でないですが、入っておくことも委員長おっしゃるようが必要であると認識しておりました。議会の項目も検討してき

ましたが、常識的なことですので各議員が意見を言うことはないと思います。

< 野口委員 >

色んな団体の代表者に入っていて、団体の代表ということできていただいているんですが、市民として入っていただくという感覚でいいのではないのでしょうか。ですので、小笹委員もその感覚で入っていただければいいのではないかと思います。

< 小笹委員 >

そのように確認していただければいいと思います。また、今後の進め方として、議会と定期的に協議の場を設けていただけたらと思います。

< 事務局 >

そのような形で検討させていただきます。条例を議会に上程させていただく前に、議会にも説明させていただきたいと考えています。また、基本構想案を大切にしながら条例をつくっていきたいと思います。

< 中川委員長 >

基本構想案ということで条例案に近いものができていますけど、議会の意見を伺いながら、行政内部の成熟度を高めながら、さらにこれを確定原案にするためには議会と協議していくということは、この前の勉強会の際に確認しましたから、行政側から議会へ報告をお願いしたいと思います。

なお、今後、確定原案にしていく、条例構築していくにあたっての進め方は、幹事会に一任していただくということによろしいのでしょうか。それでは幹事会で責任をもってさせていただきたいと思います。

他に何かございますでしょうか。

< 首藤委員 >

基本構想案ができて、その後、議会で条例を審議して条例ができると思いますが、市民に条例の主旨を理解してもらって、市民の意識が向上していかないと意味がないので、条例をつくる時の努力以上に市民に啓発することが重要だと思いますので、そのことに取り組んでいただきたいと思います。

< 中川委員長 >

条例ができてどう変わるということだと思いますが、市民自治協議会をつくれるということも新しいニュースになりますし、NPO支援制度ももう少し合理化されてくるかと思います。勇み足になるかもしれませんが、自治基本条例ができて、なお生駒市に足りない条例があるかもしれません。例えば、市民参画条例とか、審議会に何%以上市民公募を入れるという条例とか、行政評価条例とか、外部監査条例とか、条例が必要な事態が発生してきます。さらに、分野別でも、歴史・文化を大事にしますというのであれば、文化振興基本条例とか、農業を大事にしていきますというのであれば、産業振興条例とか、つまり、任意条例をもっと整理していかないと、どういう骨格を描いてしているのかが見えなくなってしまう。その一覧性を保つのが自治基本条例です。自治基本条例があるけれども、条例がないというのは穴が空いているということです。

それから、自治基本条例ができた後どれだけ進捗しているか、評価監視委員会をつくることも大事だと思います。今のところ検討委員会がスライドしてもいいと思います。米原市はそうようにしております。条例ができて絵に描いた餅にならないための1つの方法だと思います。また皆さんで御議論いただけたらと思います。実行ある方法を今後考えていただきたいと思います。

さらに、分野別でも、福祉基本条例とか、子ども権利条例があるのかとか、チェックをかけていかなければなりません、それらの動きを進めていくのが自治

基本条例だということをお願いいただけたらと考えております。

それでは、サポートいただきました副委員長・部会長からコメントいただきたいと思います。

< 上埜副委員長 >

市民自治について色々議論してきましたが、まだまだ分かっていない部分があると思います。いかに分かってもらえるかというのを考えているのですが、なんとか形で皆さんに分かってもらえるかということに努めていきたいと思います。

< 澤井副委員長 >

上埜委員がおっしゃったのは仕組みの問題だと思いますが、地域自治の組織をどうつくっていくか、コミュニティ政策がポイントになってくると思います。

もう1つは、自治基本条例ができたときは、地方自治法が規定していないことを、今の歴史に沿ってできるだけ条例に規定して、地方自治法で足りないところを補って、よりよいものにしていく。そういう意味では、地方自治法を変えていく方向性まで条例をもっていくということです。具体的に憲法を地域に生かしていくということは地方自治、団体自治という形で憲法92条に書いていますので、法的には団体自治しか書いていませんでしたが、議会も地方自治の本旨を実現する機関ですが、住民自治と団体自治の両方を生かすのは現在の地方自治法ではないですから、チグハグになっています。今回の検討の中で、議会の権能でそのことを謳っていますので、実は我々の作業は法律をつくるということです。その点は志高くやっていきたいと思います。

< 野口委員 >

自治基本条例が絵に書いた餅でなくて、私たちが味わい、豊かになっていくた

めに、餅を皆で食べられるような広報のあり方を考えていかなければならないと思います。

< 中川委員長 >

ありがとうございました。

この条例ができて一番変わるのは行政です。検討してきた項目でも条例が必要になると言いましたが、一番厳しいのは公益通報制度の確立です。この条例ができると、高い規律性が求められます。それから、市民側でも大きな変化がでてきます。地域コミュニティ政策とNPO政策の2本立てで地域政策が展開されてきます。これに関しては参画・協働という言葉が使われてきます。その推進役になるのは議会です。政治を動かす議員の方の動きは、非常に大きな影響を与えますので期待しております。

本日はどうもありがとうございました。